

## 特定防災施設（消火用屋外給水施設）の配管の基準について

## 特定防災施設（消火用屋外給水施設）の配管の基準

- 1 鋼製。
- 2 地上に設置。ただし、防護構造物内に設けられるとき、又は寒冷の度の著しい地域にあって、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であって、市町村長等が適当と認めたときは、この限りでない。
- 3 当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍結防止措置が講じられていること。

**（参考）石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令抜粋  
（昭和五十一年自治省令第十七号）**

## 第一章 特定防災施設等

## 第一節 特定防災施設等の種類及び基準

## （特定防災施設等の種類）

第一条 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。）第二条第十号の主務省令で定める特定防災施設等は、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備とする。

## （特定防災施設等の基準）

第二条 法第十五条第一項に規定する主務省令で定める基準については、次条から第十三条までに規定するところによる

## 第三節 消火用屋外給水施設

## （設置）

第七条 特定事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該特定事業所に、当該各号に定める消火用屋外給水施設を設置しなければならない。

一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならない場合 消防車用屋外給水施設

二 その特定事業所に係る自衛防災組織に令第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合 大容量泡放水砲用屋外給水施設

## （能力）

第八条 略

## （位置）

## 第九条 略

(構造)

第十条 消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。

### 一 消火栓

イ 接続口は、双口であること。

ロ 接続口は、地盤面から〇・五メートル以上〇・八メートル以下の高さであること。

ハ 接続口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第三条の表に規定する呼称七十五の寸法の結合金具を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十一条第二号に規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管に結合することができるものであること。

### 二 配管

イ 鋼製であること。

ロ 地上に設置されていること。ただし、防護構造物内に設けられるとき、又は寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めるときは、この限りでない。

ハ 当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍結防止措置が講じられていること。

### 三 加圧ポンプ

イ 総放水能力による放水に必要な水を十分に供給できるものであること。

ロ 当該加圧ポンプ及びそれに附属する駆動機が同一の堅固な基礎の上に設置されていること。

ハ 非常時に駆動させることができる予備動力設備が付置されていること。

2 貯水槽に係る消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

### 一～四 略

3 消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。

### 一 消火栓

イ～ハ 略

二 配管 第一項第二号に掲げる消火栓を有する消防車用屋外給水施設の配管の例によるものであること。

### 三 加圧ポンプ

イ～ロ 略

4 貯水槽に係る大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

### 一～三 略

(他の施設との兼用の禁止)

## 第十一条 略